

平成 25 年度第 1 回消費生活審議会（平成 25 年 11 月 14 日開催）「不当な取引行為の指定の変更（案）」への
主な意見への対応について

No	意見の内容	対応（案）
1	○訪問購入のモデル約款について 訪問購入の業者が物品を買取る場合、クーリング・オフに関してどういう書面を交付しているのか、訪問購入のモデル約款のようなものがあるのか。 例えば宝石の押し買いの場合、一つ一つの物品を明示しない、業者が身分を明らかにしないとといった問題がある。現金で即時支払われ物品が持ち帰られ、業者も分からず後で連絡が取れなければクーリング・オフのしようがないといった懸念を持っている。（板根委員）	○ 特商法及び同法施行規則では、売買契約の申込み時及び売買契約の締結時に購入業者から交付される書面に記載すべき事項（クーリング・オフに関する事項を含む。）について定めがあり、交付書面には、購入業者の氏名または名称、住所等や物品名等を記載することとなっている。ただし、具体的なモデル約款の定めはない。 なお、特商法施行規則において、クーリング・オフ期間内に第三者へ物品を引渡す際の書面の様式の定めがある。（別添参考資料 1） 御指摘のとおり、訪問購入においては購入業者の特定ができない場合や、購入業者が物品を第三者に引き渡す際の書面を交付していない場合は、消費者が不利益を被ることが想定される。 本市としては、引き続き、様々な機会を捉えて消費者及び事業者に対して特商法及び消費生活条例等の周知を図るとともに、消費生活相談の内容に応じて事業者規制に係る権限のある場合は市条例に基づく事業者指導を行う等、消費者被害の発生及び拡大防止を図っていくこととする。さらに、消費者被害が広域にわたる疑いのある場合や、その他の消費生活関連法令等に違反する行為を事業者が行っている疑いのある場合には、事業者規制に係る権限のある国、広島県等へ迅速な情報提供を行い、適切な措置が講じられるよう要請を行っていくこととする。
2	○不招請勧誘等について (1) 法第 5 8 条の 6 関係（別添参考資料 2） 不招請勧誘は不当な取引行為として指定しないこととしているがそれでよいか。 確認のためにあえて問題提起したが、不招請勧誘は、一般的なルールとして定めるには無理があり、真に必要なものに限定しないと法の範囲を超えた過剰な規制となる可能性があると考える。 （木下委員） (2) 法第 5 8 条の 1 2 第 3 号関係（別添参考資料 2） 訪問購入における禁止行為「顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる『勧誘』を行うこと。」を「年齢、知識、経験、財産、収入等の状況に適合しない『契約』と照らし合わせており、若干の齟齬があるのではないのか。 これもあえて問題提起した点ではあるが、個別の法律で、例えば金融商品取引法等で不適切な勧誘行為を規制しているが、それら以外の取引を含む一般的な規制とはされていないことから、条例で勧誘行為まで一般的に規制するのは行きすぎだろう。（木下委員ほか） 安心して生活できる権利や安全が脅かされる現状を考えると、特に一人暮らしの高齢者の恐怖感を救済できるのであれば、将来的には勧誘まで含めることを考えてもよいのではという期待もある。一方で、不招請勧誘と連動すると思うが、条例で細かく規定するのは難しいという現状を考えると、現時点では提案の通りでよいと考える。勧誘については、継続的に検討していければいいと思う。（西委員）	○ 御意見のとおり、条例において「不招請勧誘」を不当な取引行為として禁止することは、法の範囲を超えて事業者の取引行為を規制することとなり、適正に事業を行っている事業者への影響が懸念される。また、不招請勧誘を行っただけで事業者への指導等を行うことはないことから不招請勧誘を不当な取引行為として指定する必要はないと考え、原案のとおりとする。 ○ 不当な取引行為の指定においては、従前から顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる状態が勧誘のみにとどまっている場合には対象としていないこと、また、不招請勧誘と同様に本市が勧誘のみで指導等を行うことは考えにくいことから、案のとおりとする。 なお、不相当と認められる勧誘が行われた場合には、事業者に対しては特商法を遵守するよう指導等を行うことで、消費者被害の発生及び拡大防止を図っていくこととする。

No	意見の内容	対応（案）
3	○クーリング・オフについて 不当な取引行為の指定の改正案でクーリング・オフの権利に取消しや無効が含まれているが、これはクーリング・オフの概念を拡張してはいないか。割賦販売法や特商法以外でもクーリング・オフを規定している法律があるので「その他これらに類する権利」としていたものではないか。（木下委員） 改正案のカッコ内を削除してもよいのではないか。先ほどの紹介事例にあったが「業者が知らない間に勝手に物品を持って帰った」といったケースはそもそも売買契約が成立しておらず、クーリング・オフの対象外で、詐欺や強迫のため無効や取り消しを行うことになる。クーリング・オフの権利とするには法律的に矛盾がある。（板根委員）	○ 資料2の案のとおり修正する。 ただし、消費生活関連法ではクーリング・オフという文言を用いていないため、その権利についてはカッコ書きで記載することとする。 なお、条例第16条第1項第7号の指定行為の8「契約の申込みの撤回等」に「取消し」及び「無効の主張」が含まれているため、消費者が「取消し」及び「無効の主張」を行った際に、事業者が法律上認められた消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為を行った場合には、不当な取引行為として改善を要請することができる。